

## 2020年 6月 のニュースレター

### Topic

<移転価格税制に関する修正版Decree 68/2020/NĐ/CP

納税者に有利であり遡及適用される、支払利息の損金算入限度額の変更>

- ❖ 概要
- ❖ 変更内容(限度額の引き上げ)
- ❖ 限度額の適用対象
- ❖ 損金不算入とされた支払利息の翌期繰越
- ❖ 限度額の適用外となる追加事例
- ❖ 遡及適用、節税機会

## <移転価格税制にかかわる修正版Decree 68/2020/NĐ/CP 納税者に有利であり遡及適用される、支払利息の損金算入限度額の変更>

### ❖ 概要

2020年6月24日、支払利息の損金算入限度額を緩和するべく Decree20に対する修正を政府が発表しました。

修正版Decreeは、署名された日から効力が生じました。  
限度額の引き上げが、遡及的に適用されるため、結果として  
借入を有する多くの企業にとって重大な節税効果をもたらします。



## ❖ 変更内容(限度額の引き上げ)

支払利息の損金算入限度額が、EBITDA〔税引前利益 + 特別損益 + 支払利息 + 減価償却費（有形固定資産および無形固定資産の償却費合計）〕の20%から**30%**に引き上げられます。

## ❖ 限度額の適用対象

当該限度額は、支払利息の純額（差額）に対して適用されます。

⇒受取利息を支払利息から差引いて、当該限度額と比較されます。

## ❖ 損金不算入とされた支払利息の翌期繰越

損金不算入とされた支払利息は、翌年度に繰越可であり、翌年度以降において支払利息の純額がEBITDAの30%以下であれば、損金算入可です。

※この繰越期間は5年間です。



## ❖ 限度額の適用外となる追加事例

- ・ 政府開発援助「ODA」融資、政府から優遇された様々な融資、及び国家プログラムや地域社会政策による融資等、当該限度額の適用外となる借入が現状あります。

## ❖ 遡及適用、節税機会

- ・ 当該新Decreeは署名された日付で発効し、2019年度より適用されます。
- ・ 当該限度額の引き上げは、2017年度及び2018年度に遡及して適用されるため、借入を有する会社にとって節税効果があります。



## ❖ 遡及適用、節税機会(続き)

- ・ 該当する会社は、引き上げられた限度額をあてはめて計算し直されたCIT(法人税)還付額について2021年1月1日までに税務局に申告する必要があります。
- ・ 本件変更から生じた税金の過払分は、以後の年度CITと相殺することが出来ます。
- ・ 過年度において既に税務調査を受けていても、会社は当該限度額の引き上げを遡及して適用を受けることができます。



# お問い合わせ

## 日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

## ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232  
(井上 陽子) [yoko.inoue@kurosawa.vn](mailto:yoko.inoue@kurosawa.vn)  
ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232  
(Nguyen Truong Hiep) [contact@kurosawa.vn](mailto:contact@kurosawa.vn)

